

# 始良市水防計画

# 目 次

|      |                    |    |
|------|--------------------|----|
| 第1節  | 総 則                | 1  |
| 第2節  | 水防組織               | 3  |
| 第3節  | 重要水防箇所等            | 4  |
| 第4節  | 気象情報等の収集・伝達及び諸観測通報 | 5  |
| 第5節  | 水防活動               | 6  |
| 第6節  | 通信連絡及び輸送           | 7  |
| 第7節  | 避難のための立ち退き         | 7  |
| 第8節  | 費用負担と公用負担          | 7  |
| 第9節  | 水防記録と報告            | 8  |
| 第10節 | 水防施設及び水防器具資材       | 9  |
| 第11節 | 水防信号               | 9  |
| 第12節 | 水防訓練               | 10 |

## 第1節 総則

### 1 目的

この計画は、鹿児島県水防計画に基づき、始良市地域防災計画の一つとして、水防法（昭和24年法律第193号、以下「法」という。）第33条第1項の規定に基づき、始良市内における水防業務の調整及びその円滑な実施のため必要な事項を規定し、市内の各河川、湖沼、海岸、港湾の洪水、高潮津波による水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

### 2 定義

- (1) 水防管理団体  
始良市
- (2) 指定水防管理団体  
始良市（水防管理団体のうち、水防上公共の安全に重大な関係がある団体で、知事が指定した団体）
- (3) 水防管理者  
始良市長（水防管理団体の長）
- (4) 消防機関  
始良市消防本部
- (5) 消防機関の長  
始良市消防長
- (6) 水防団待機水位  
水防体制に入る水位（法第12条第1項に規定される通報水位）をいう。
- (7) 氾濫注意水位  
水防団待機水位（通報水位）を超える水位であって、洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして知事が定める水位（法第12条第2項に規定される警戒水位）。水防の出動の目安となる水位。
- (8) 氾濫危険水位  
市長の避難勧告等の発令判断の目安となる水位。法第13条第1項及び第2項に規定される洪水特別警戒水位に相当する。
- (9) 重要水防箇所  
堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想され、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。

### 3 水防の責任

- (1) 水防管理団体の責任（法第3条）  
市は本計画に基づき、市の区域内における管理並びに水防を十分に果たすべき責任を有するものとする。
- (2) 通信報道機関の義務（法第27条）  
水防上緊急を要する通信報道が最も迅速に行われるように協力しなければならない。

(3) 一般市民の義務（法第 24 条）

常に気象状況、水防状況に注意し、水防管理者又は消防機関の長から協力を求められたときは、直ちにこれに従事しなければならない。

#### 4 津波における留意事項

津波は、発生地点から当該沿岸までの距離に応じて遠地津波と近地津波に分類される。遠地津波の場合は、原因となる地震発生からある程度時間が経過した後津波が襲来し、近地津波の場合は、原因となる地震発生から短時間のうちに津波が襲来する。

したがって、水防活動及び活動員自身の避難に利用可能な時間は異なるため、あくまでも活動員自身の避難時間を確保した上で、避難誘導や水防活動を実施する。

#### 5 安全配慮

洪水、津波又は高潮のいずれにおいても、活動員自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。

避難誘導や水防作業の際も、以下の事項を遵守して活動員自身の安全は確保しなければならない。

- (1) 水防活動時はライフジャケットを着用する。
- (2) 水防活動時の安否確認を可能にするため、緊急時でも利用可能な通信機器を携行する。
- (3) 水防活動時は、ラジオを携行する等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。
- (4) 指揮者は、水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため、活動員を随時交代させる。
- (5) 水防活動を行う範囲に応じて監視員を適宜配置する。
- (6) 指揮者や監視員は、現場状況の把握に努め、活動員の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う。
- (7) 指揮者は、活動員の安全確保のため、予め活動可能な時間を周知し、共有しなければならない。
- (8) 指揮者は、活動中の不測の事態に備え、退避方法、避難場所、退避を指示する合図等を事前に徹底する。

## 第2節 水防組織

### 1 市の水防組織

法第10条の規定による洪水、又は高潮津波のおそれのある気象予報の通知を受け、水防の必要を認めたとときから危険を解消するまでの間、次の組織をもって水防業務を処理する。

水防本部は、市庁内におき、水防業務の総括に当たる。ただし、始良市災害対策本部が設置された場合は、同本部の建設対策部として水防業務の遂行に努めるものとする。

### 2 始良市水防本部組織図



### 第3節 重要水防箇所等

#### 1 重要水防箇所

市内の河川・海岸等で堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想され、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所であり、別表1のとおりである。

#### 2 水防箇所

市内の河川・海岸等の重要水防箇所外で、沿川区域や沿岸区域のうち人口密度や土地利用の状況等の観点から、保護すべき必要性の高いものと認められる箇所であり、別表2のとおりである。

#### 3 交通途絶予想箇所

市内の道路で河川の氾濫、浸水、高潮、出水等の水災により交通途絶が予想される箇所は次のとおりである。

|            |  |
|------------|--|
| <b>市 道</b> | 鍋倉・触田線、鍋倉・鳥越線、板ノ口・飛野線、樫木山・石ヶ迫線<br>瀬戸段・飛野線、北山・木津志線、稻荷・木田線、中甑・井田線<br>千鳥市ノ頭線、春日団地線、日木山堤防西線、西雛場市野々線<br>御狩山・小田倉線、戸ノ口線、久末薄原線、新留線、金原線<br>新留後線、社野・新留線、井ヶ屋線、山谷線 |
| <b>県 道</b> | 下手山田帖佐線（山元・池平・菅野・漆上地区）<br>十三谷重富線（中甑・黒葛野地区・船津・岡）<br>伊集院蒲生溝辺線（辺川地区）<br>栗野加治木線（布越・石野地区）<br>浦蒲生線（米丸・漆地区）<br>小山田川田蒲生線（白男地区）<br>川内加治木線（西浦地区）                 |
| <b>国 道</b> | 国道10号（白浜地区）  |

#### 4 土石流危険溪流予想箇所

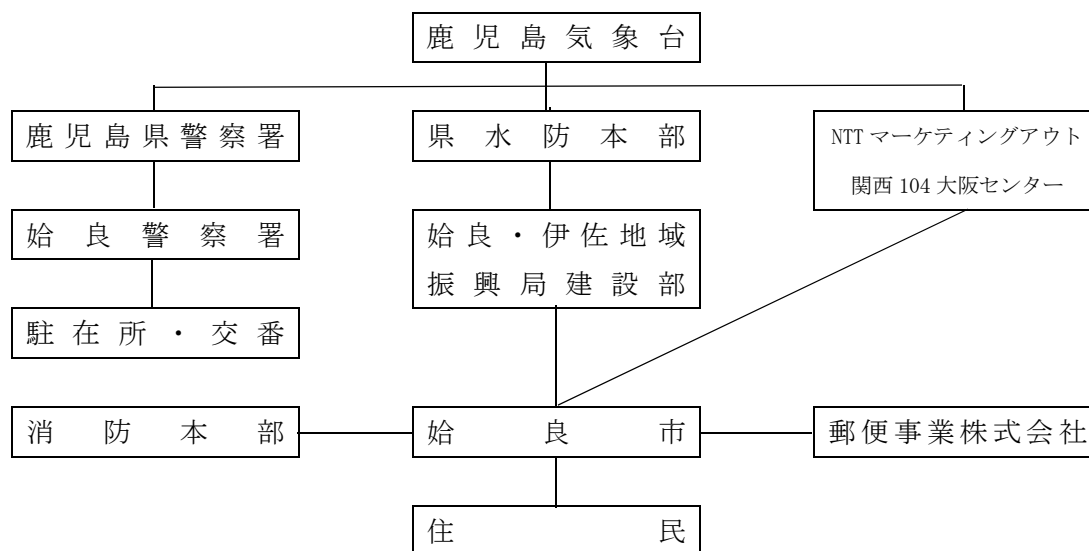
市内の溪流で土石流の発生が予想される箇所は、始良市地域防災計画第6編資料3-7のとおりである。

## 第4節 気象情報等の収集・伝達及び諸観測通報

### 1 気象情報等の収集・伝達

気象情報等の収集・伝達については、始良市地域防災計画第2編第2章第8節「気象情報等の収集・伝達」及び第3編第2章第8節「地震情報・津波予報等の収集・伝達」による。

### 2 水防業務連絡系統図



### 3 水防関係者の措置

- (1) 水防管理者は、県水防本部又は始良・伊佐地域振興局建設部及び气象台等から注意報又は警報並びに特別警報の通報を受けたとき、又は自ら必要と認めたときは、直ちに消防機関及び水門の管理者等に必要な連絡をとり、水防活動態勢に入らせるとともに、その状況を県水防本部又は始良・伊佐地域振興局建設部長等に報告するものとする。
- (2) 水門管理者は、水防管理者から注意報又は警報並びに特別警報の通知を受けたときは、直ちに工作物を点検し、水位の変動を監視し必要な措置をとるとともに、その状況を水防管理者に報告しなければならない。

### 4 雨量観測通報

- (1) 市水防本部は、気象庁及び鹿児島県河川砂防情報システムにより、常に的確な気象状況の把握に努めるとともに、市内雨量観測所より正確な資料を迅速に把握し、必要に応じ始良・伊佐地域振興局建設部に報告しなければならない。
- (2) 市内雨量観測所は次のとおりである。

|               |         |            |
|---------------|---------|------------|
| 始良市役所本庁       | 加治木総合支所 | 蒲生総合支所     |
| 堂山            | 山田出張所   | 帖佐地区公民館    |
| 始良ニュータウン      | 脇元地区公民館 | 西浦         |
| 真黒            | 始良市消防本部 | 始良・伊佐地域振興局 |
| 国土交通省加治木維持出張所 |         |            |

## 5 水位観測通報

- (1) 水防管理者は、県量水標管理者と密接な連絡のもとに、出水のおそれのある時又は通知があった場合には、水位の変動を監視し、指定水位に達した時は直ちに始良・伊佐地域振興局建設部長に通報しなければならない。
- (2) 市内水位観測所は、別表3のとおりである。

## 第5節 水防活動

### 1 出動

#### (1) 出動準備

水防管理者は、次の場合消防本部及び消防団に対し出動準備をさせる。

- ① 出動準備を要する警報事項の伝達を受けたとき。
- ② 河川等の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達し、なお上昇のおそれがあり、かつ出動の予測がされるとき。
- ③ 気象状況等から高潮及び浸水の危険が予知されるとき。

#### (2) 出動

水防管理者は、次の場合直ちに消防本部及び消防団をあらかじめ定められた計画に従い出動させ、警戒配置につかせるとともにその旨始良・伊佐地域振興局建設部長に報告する。

- ① 水防出動を要する警報事項の伝達を受けたとき。
- ② 河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達し、なお上昇のおそれがあり、非常事態が予測されるとき。
- ③ 堤防に異常を発見したとき。
- ④ 気象状況・風速等により高潮及び浸水の危険が予知されるとき。

### 2 監視及び警戒

#### (1) 常時監視

水防管理者は、職員及び消防団による随時区域内的の河川、海岸、堤防等の巡視を行い、水防上危険であると認められる箇所がある時は、始良・伊佐地域振興局建設部長に連絡して、必要な措置を求めるものとする。

#### (2) 非常警戒

水防管理者は、出動命令を発した時から区域内的の警戒を厳重にし、特に既往の被害箇所その他特に重要な箇所を中心として堤防を巡回し、特に次の状態に注意し、異常を発見した場合は直ちに水防作業を開始するとともに始良・伊佐地域振興局建設部長に報告しなければならない。

- ア 表法又は裏法の漏水によるひび
- イ 堤防の冠水状況
- ウ 樋門の両袖又は底部より漏水
- エ 天端のひび又は沈下

#### (3) 警戒区域の設定

水防上緊急の必要がある場合は、警戒区域を設定し、必要に応じて適切な措置をとること。



### 3 非常事態の発生

堤防が決壊し又はこれに準ずる事態が発生した場合は、水防管理者は消防機関の長に急報し、水防作業を行わせるとともに直ちにその旨を始良・伊佐地域振興局建設部長並びに始良警察署長に連絡し、緊急の必要があるときは、付近住民又は関係機関に応援を求めて緊急措置をなすこと。

ただし、水防作業を行う際は、自身の安全を確保できる場所までの避難完了に要する時間、津波到達時刻等を考慮して、自身の安全が確保できないと判断したときには、自身の避難を優先するものとする。

### 4 水防配備の解除

水防管理者は、水位が氾濫注意水位以下に減じ、津波又は高潮のおそれなくなったとき、かつ水防警報が解除されたときは、水防配備体制を解除し、これを一般に周知するとともに、始良・伊佐地域振興局建設部に報告する。

## 第6節 通信連絡及び輸送

- (1) 水防時に必要とする連絡のため、電話、無線電話等の通信の主な系統は、防災行政無線を主要な通信手段とする。
- (2) 水防上緊急を要する通信については、非常通信の取扱いをなす。
- (3) 水防管理者は、水防倉庫及び資器材の通行路線を決定し、輸送の正確を図るとともに、緊急に応じて通行路線を指示しなければならない。

## 第7節 避難のための立ち退き

- (1) 水防管理者は、洪水、高潮又は津波等により、著しく危険が切迫していることの通知を受けた時又は水防管理者が認めた時は、必要と認める区域の住民に対し、防災無線・広報車その他の方法で、避難のための立ち退き又はその準備を指示し、速やかに始良・伊佐地域振興局建設部長に報告するものとする。
- (2) 水防管理者は、始良警察署長とあらかじめ避難場所、避難経路等について協議するものとする。
- (3) 指定避難場所は、別表4のとおりである。

## 第8節 費用負担と公用負担

### 1 費用負担

本市の水防に要する費用は、法第41条により本市が負担するものとする。

ただし、本市に対する応援のために要する費用の負担は、水防管理者相互間の協議によって定めるものとする。

### 2 公用負担

法第28条の規定により、水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、消防機関の長は、次の権限を行使することができる。

- (1) 必要な土地の一時使用
- (2) 土石、竹木その他の資材の使用及び収用
- (3) 車両その他の運搬具又は器具の使用
- (4) 工作物その他の障害物の処分

## 第9節 水防記録と報告

### 1 水防記録

水防作業員が出動したときは、水防管理者は次の記録を作成し、保管するものとする。

- ① 天候の状況並びに警戒中の水位観測表
- ② 水防活動をした河川名・海岸名及びその箇所
- ③ 警戒出動及び解散命令の時刻
- ④ 消防本部及び消防団員に属する者の出動時刻及び人員
- ⑤ 水防作業の状況
- ⑥ 堤防、その他施設等の異常の有無及びこれに対する処置とその効果
- ⑦ 使用資材の種類及び数量並びに消耗量及び員数
- ⑧ 法第28条の規定による公用負担下命の器具、資材の種類、数量及び使用場所
- ⑨ 応援の状況
- ⑩ 居住者の出動状況
- ⑪ 警察関係の援助の状況
- ⑫ 立ち退きの状況及びそれを指示した理由
- ⑬ 水防関係者の死傷
- ⑭ 殊勲者及びその功績
- ⑮ 殊勲消防団とその功績
- ⑯ 今後の水防について考慮を要する点

### 2 報告

水防管理者は、水防活動が終結した時は、速やかに始良・伊佐地域振興局建設部長に報告するものとする。

## 第 10 節 水防施設及び水防器具資材

### 1 水防施設

(1) 指定水防管理団体は、水防倉庫又は水防資材の備付場をなるべく水防活動に便利な場所に設置し、必要な器具資材を準備するものとする。

なお、施設に応じて備蓄数量を明記した標札を掲げるものとする。

(2) 市内の水防倉庫は、平松責善公民館（平松 5633 番地 2）、帖佐地区公民館（鍋倉 646 番地 3）、下名水源池内（下名 72 番地 4）、加治木総合支所（加治木町本町 253 番地）、蒲生シルバー人材センター隣（蒲生町上久徳 2350 番地）に設置する。

### 2 水防器具資材

水防器具資材は、県水防計画の備付器具資材標準数量に準じて整備するものとし、備蓄資材に不足を生じた時は、速やかに補充すること。水防資材を使用した時は、受払簿に正確な受払いを記入し、資材に不足を生じないようにすること。

市内水防倉庫における備蓄器具資材は、別表 5 のとおりである。

## 第 11 節 水防信号

法第 20 条の規定による水防信号は、次のとおりである。

第 1 信号 氾濫注意水位に達したことを知らせるもの。

第 2 信号 水防団体員及び消防機関に属する者全員が出動すべきことを知らせるもの。

第 3 信号 市内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの。

第 4 信号 必要と認める区域内の居住者に、避難のため立ち退くべきことを知らせるもの。

| 区分方法   | 警鐘信号                          | サイレン信号 |        |        |        |       |
|--------|-------------------------------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 第 1 信号 | ○休止 ○休止 ○休止                   | 約 5 秒  | 約 15 秒 | 約 5 秒  | 約 15 秒 | 約 5 秒 |
|        |                               | ○—     | 休止     | ○—     | 休止     | ○—    |
| 第 2 信号 | ○—○—○ ○—○—○<br>○—○—○          | 約 5 秒  | 約 6 秒  | 約 5 秒  | 約 6 秒  | 約 5 秒 |
|        |                               | ○—     | 休止     | ○—     | 休止     | ○—    |
| 第 3 信号 | ○—○—○—○<br>○—○—○—○<br>○—○—○—○ | 約 10 秒 | 約 5 秒  | 約 10 秒 | 約 5 秒  |       |
|        |                               | ○—     | 休止     | ○—     | 休止     |       |
| 第 4 信号 | 乱 打                           | 約 1 分  | 約 5 秒  | 約 1 分  | 約 5 秒  |       |
|        |                               | ○—     | 休止     | ○—     | 休止     |       |

(備 考)

- 1 信号は、適宜の時間継続すること。
- 2 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げない。
- 3 危険が去ったときは口頭伝達により周知させるものとする。

## 第 12 節 水防訓練

### 1 実施要領

水防作業は、暴風雨の最中、しかも夜間に行われる場合が多いので、次のような事項について平素から消防機関の訓練及び防災訓練を実施しておく。

- (1) 観 測 (水位・雨量・風速)
- (2) 通 信 (電話・無線・伝達)
- (3) 動 員 (消防団員・住民の応援)
- (4) 輸 送 (資材・器材・人員)
- (5) 工 法 (各水防工法)
- (6) 水門等の操作
- (7) 避難、誘導、救護

### 2 実施時期

毎年 1 回以上行い、あらかじめ始良・伊佐地域振興局建設部長等に通知し、実施後において結果を県本部長に報告するものとする。

## 重要水防箇所

| 番号 | 水系名<br>又は<br>海岸名 | 河川名<br>又は<br>湖沼名 | 左右<br>岸の<br>別 | 水防管理団体名 | 区 間                        | 延長(m) | 指定理由 | 予想される危険 | 水防工法 |
|----|------------------|------------------|---------------|---------|----------------------------|-------|------|---------|------|
| 1  | 別府川              | 別府川              | 左             | 始良市     | 前郷川合流点から三船橋まで              | 3,250 | A    | 溢水      | 積土俵工 |
|    | 別府川              | 別府川              | 右             | 始良市     | 前郷川合流点から三船橋まで              |       |      |         |      |
| 2  | 別府川              | 前郷川              | 左             | 始良市     | 蒲生橋から霧島橋まで                 | 560   | A    | 溢水      | 積土俵工 |
|    | 別府川              | 前郷川              | 右             | 始良市     | 蒲生橋から霧島橋まで                 |       |      |         |      |
| 3  | 網掛川              | 網掛川              | 左             | 始良市     | 宇曽ノ木川合流点から木田川合流点まで         | 220   | A    | 溢水      | 積土俵工 |
|    | 網掛川              | 網掛川              | 右             | 始良市     | 宇曽ノ木川合流点から木田川合流点まで         |       |      |         |      |
| 4  | 網掛川              | 宇曽ノ木川            | 左             | 始良市     | 九州自動車道から網掛川合流点まで           | 500   | A    | 溢水      | 積土俵工 |
|    | 網掛川              | 宇曽ノ木川            | 右             | 始良市     | 九州自動車道から網掛川合流点まで           |       |      |         |      |
| 5  | 網掛川              | 網掛川              | 左             | 始良市     | 中田橋上流240m地点から崎森川合流点まで      | 730   | A    | 溢水      | 積土俵工 |
|    | 網掛川              | 網掛川              | 右             | 始良市     | 中田橋上流240m地点から崎森川合流点まで      |       |      |         |      |
| 6  | 日木山              | 日木山              | 左             | 始良市     | 始良市加治木町反土(蔵王団地前)から国道バイパスまで | 800   | A    | 溢水      | 積土俵工 |
|    | 日木山              | 日木山              | 右             | 始良市     | 始良市加治木町反土(蔵王団地前)から国道バイパスまで |       |      |         |      |
| 7  | 思川               | 思川               | 左             | 始良市     | 新開橋上流330m地点から楠元橋まで         | 1,200 | A    | 溢水      | 積土俵工 |
|    | 思川               | 思川               | 右             | 始良市     | 新開橋上流330m地点から楠元橋まで         |       |      |         |      |

## 重要水防箇所

| 番号 | 水系名<br>又は<br>海岸名 | 河川名<br>又は<br>湖沼名 | 左右<br>岸の<br>別 | 水防管理団体名 | 区 間                         | 延長(m) | 指定理由 | 予想される危険 | 水防工法 |
|----|------------------|------------------|---------------|---------|-----------------------------|-------|------|---------|------|
| 8  | 別府川              | 山田川              | 左             | 始良市     | 下名橋から山田橋まで                  | 500   | A    | 溢水      | 積土俵工 |
|    | 別府川              | 山田川              | 右             | 始良市     | 下名橋から山田橋まで                  |       |      |         |      |
| 9  | 別府川              | 別府川              | 左             | 始良市     | 九州自動車道から国道まで                | 1,200 | A    | 溢水      | 積土俵工 |
|    | 別府川              | 別府川              | 右             | 始良市     | 九州自動車道から国道まで                |       |      |         |      |
| 10 | 別府川              | 別府川              | 左             | 始良市     | 鶴田橋から前郷川合流点まで               | 1,500 | A    | 溢水      | 積土俵工 |
|    | 別府川              | 別府川              | 右             | 始良市     | 鶴田橋から前郷川合流点まで               |       |      |         |      |
| 11 | 別府川              | 別府川              | 左             | 始良市     | 柘野橋上流1370m地点から米丸橋下流160m地点まで | 3,800 | A    | 溢水      | 積土俵工 |
|    | 別府川              | 別府川              | 右             | 始良市     | 柘野橋から米丸橋下流160m地点まで          |       |      |         |      |
| 12 | 別府川              | 別府川              | 左             | 始良市     | 漆橋上流220m地点から赤仁田川合流部まで       | 2,400 | A    | 溢水      | 積土俵工 |
|    | 別府川              | 別府川              | 右             | 始良市     | 漆橋上流220m地点から赤仁田川合流部まで       |       |      |         |      |
| 13 | 別府川              | 前郷川              | 左             | 始良市     | 千金橋から蒲生橋まで                  | 700   | A    | 溢水      | 積土俵工 |
|    | 別府川              | 前郷川              | 右             | 始良市     | 千金橋から蒲生橋まで                  |       |      |         |      |
| 14 | 別府川              | 前郷川              | 左             | 始良市     | 北中橋から中坪橋まで                  | 1,100 | A    | 溢水      | 積土俵工 |
|    | 別府川              | 前郷川              | 右             | 始良市     | 北中橋から中坪橋まで                  |       |      |         |      |

## 重要水防箇所

| 番号 | 水系名<br>又は<br>海岸名 | 河川名<br>又は<br>湖沼名 | 左右<br>岸の<br>別 | 水防管理団体名 | 区 間                     | 延長(m) | 指定理由 | 予想される危険 | 水防工法 |
|----|------------------|------------------|---------------|---------|-------------------------|-------|------|---------|------|
| 15 | 別府川              | 前郷川              | 左             | 始良市     | 前郷川発電所から北中橋まで           | 4,350 | A    | 溢水      | 積土俵工 |
|    | 別府川              | 前郷川              | 右             | 始良市     | 前郷川発電所から北中橋まで           |       |      |         |      |
| 16 | 別府川              | 田平川              | 左             | 始良市     | 前郷川合流点から上流へ1650m        | 1,650 | A    | 溢水      | 積土俵工 |
|    | 別府川              | 田平川              | 右             | 始良市     | 前郷川合流点から上流へ1650m        |       |      |         |      |
| 17 | 別府川              | 小川内川             | 左             | 始良市     | 田平川合流点から上流へ1400m        | 1,400 | A    | 溢水      | 積土俵工 |
|    | 別府川              | 小川内川             | 右             | 始良市     | 田平川合流点から上流へ1400m        |       |      |         |      |
| 18 | 別府川              | 西浦川              | 左             | 始良市     | 明石川合流点から西浦下橋下流300m地点まで  | 2,600 | A    | 溢水      | 積土俵工 |
|    | 別府川              | 西浦川              | 右             | 始良市     | 明石川合流点から西浦下橋下流300m地点まで  |       |      |         |      |
| 19 | 別府川              | 平田川              | 左             | 始良市     | 第二平田橋上流70m地点から別府川合流地点まで | 1,100 | A    | 溢水      | 積土俵工 |
|    | 別府川              | 平田川              | 右             | 始良市     | 第二平田橋上流70m地点から別府川合流地点まで |       |      |         |      |

## 重要水防箇所

| 番号 | 水系名<br>又は<br>海岸名 | 河川名<br>又は<br>湖沼名 | 左右<br>岸の<br>別 | 水防管理団体名 | 区 間 | 延長(m) | 指定理由 | 予想される危険 | 水防工法   |
|----|------------------|------------------|---------------|---------|-----|-------|------|---------|--------|
| 20 | —                | 住吉池              | —             | 始良市     |     | —     | E    | 決壊      | シート張工法 |
| 21 | —                | 栢山池              | —             | 始良市     |     | —     | E    | 決壊      | シート張工法 |
| 22 | —                | 森山池              | —             | 始良市     |     | —     | E    | 決壊      | シート張工法 |
| 23 | —                | 大文字池             | —             | 始良市     |     | —     | E    | 決壊      | シート張工法 |
| 24 | —                | 大迫池              | —             | 始良市     |     | —     | E    | 決壊      | シート張工法 |
| 25 | —                | 鍋倉池              | —             | 始良市     |     | —     | E    | 決壊      | シート張工法 |
| 26 | —                | 滑 池              | —             | 始良市     |     | —     | E    | 決壊      | シート張工法 |
| 27 | —                | 日木山池             |               | 始良市     |     | —     | E    | 決壊      | シート張工法 |
| 28 | —                | 柚木谷池             |               | 始良市     |     | —     | E    | 決壊      | シート張工法 |
| 29 | —                | サハン池             |               | 始良市     |     | —     | E    | 決壊      | シート張工法 |
| 30 | —                | 宮田池              |               | 始良市     |     | —     | E    | 決壊      | シート張工法 |
| 31 | —                | 轟木池              |               | 始良市     |     | —     | E    | 決壊      | シート張工法 |
| 32 | —                | 小宇都池             |               | 始良市     |     | —     | E    | 決壊      | シート張工法 |
| 33 | —                | 大宇都池             |               | 始良市     |     | —     | E    | 決壊      | シート張工法 |
| 34 | —                | 獄友池              |               | 始良市     |     | —     | E    | 決壊      | シート張工法 |



## 重要水防箇所指定基準

(平成29年3月3日制定)

| 区分 | 種 別             | 基 準   |
|----|-----------------|---|
| A  | 堤 防 高<br>(流下能力) | 計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）が現況の堤防高を越える箇所又は現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。  |
| B  | 堤防断面            | 現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅に対して不足している箇所。  |
| C  | 漏 水             | 漏水の履歴があるが、その対策が未実施又は暫定施工の箇所。<br>漏水の履歴はないが、破堤跡又は旧川跡の堤防であること、あるいは基礎地盤及び停滞の土質等からみて、漏水が発生するおそれのある箇所<br>で、所要の対策が未施工の箇所。  |
| D  | 水 衝・<br>洗 掘     | 水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているか又は深掘れにならない程度に洗掘されているがその対策が未施工の箇所。<br>橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているがその対策が未施工の箇所。<br>波浪による河岸の欠損等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。 |
| E  | 法 崩・<br>す べ り   | 法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策は未施工又は暫定施工の箇所。<br>法崩れ又はすべりの実績はないが、堤体あるいは基礎地盤の土質、法勾配等からみて法崩れ又はすべりが発生するおそれのある箇所で、所要の対策が未施工の箇所。  |
| F  | 工 作 物           | 河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。<br>橋梁その他の河川横断工作物の桁下高が計画高水流量規模の洪水の水位（高潮九案の堤防にあっては計画高潮位）以下となる箇所又は計画高水流量規模の洪水の推移との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。          |
| G  | 新 堤 防           | 新堤防で築造後3年以内の箇所。   |
| H  | 破堤跡・<br>旧 川 跡   | 破堤跡又は旧川跡の箇所。  |
| I  | 工事施工            | 出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切り等により本堤に影響を及ぼす箇所。   |
| J  | 浸水実績            | 過去に浸水の実績があり、未改修の箇所。   |

## 水防箇所

| 水系又<br>沿岸名 | 河川・海岸<br>湖沼名  | 関係所管 | 予想される<br>危険 | 予想される被害の程度            | 摘 要                |
|------------|---------------|------|-------------|-----------------------|--------------------|
| 鹿児島湾<br>沿岸 | 重富漁港<br>海岸    | 始良市  | 高潮          | 家屋 220 戸              | 延長1,200m<br>(脇元地区) |
| 鹿児島湾<br>沿岸 | 始良(東餅田)<br>海岸 | 始良市  | 高潮          | 家屋 340 戸<br>耕地 5 ㌥    | 延長1,000m<br>(山野地区) |
| 鹿児島湾<br>沿岸 | 松原海岸          | 始良市  | 高潮          | 家屋 1,140 戸<br>耕地 20 ㌥ | 延長2,200m<br>(松原地区) |
| 鹿児島湾<br>沿岸 | 黒川海岸          | 始良市  | 高潮          | 家屋 30 戸<br>工場 8 戸     | 延長700m<br>(加治木港)   |
| 鹿児島湾<br>沿岸 | 白浜海岸          | 始良市  | 高潮          | 家屋 36 戸               | 延長400m<br>(白浜地区)   |

水位観測所一覧表

| 河川名  | 観測所名           | 水 位 (m)   |          |          | 堤防高 (m) |      | 管理者               |
|------|----------------|-----------|----------|----------|---------|------|-------------------|
|      |                | 水防団<br>待機 | 氾濫<br>注意 | 氾濫<br>危険 | 左岸      | 右岸   |                   |
| 日木山川 | 日木山川<br>高速下    | 1.40      | 2.10     | 3.90     | 左岸      | 4.96 | 始良・伊佐地域<br>振興局建設部 |
|      |                |           |          |          | 右岸      | 5.06 |                   |
| 網掛川  | 竹下橋            | 2.10      | 2.70     | 3.30     | 左岸      | 4.87 |                   |
|      |                |           |          |          | 右岸      | 4.87 |                   |
| 別府川  | 友徳橋<br>(カメラ設置) | 3.60      | 4.60     | 5.60     | 左岸      | 8.22 |                   |
|      |                |           |          |          | 右岸      | 8.04 |                   |
| 思川   | 城瀬橋            | 2.80      | 3.50     | 5.20     | 左岸      | 6.10 |                   |
|      |                |           |          |          | 右岸      | 6.00 |                   |

別表4 指定避難場所

## 指定避難場所

|                  | No | 名 称           | 所 在 地         | 電話番号    | 建 物 構 造 |    |     |
|------------------|----|---------------|---------------|---------|---------|----|-----|
|                  |    |               |               |         | 造り      | 階数 | 築年数 |
| 始<br>良<br>地<br>区 | 1  | 始良公民館         | 始良市 西餅田589    | 66-2044 | RC      | 2  | S49 |
|                  | 2  | 建昌小学校(体育館)    | 始良市 東餅田2405   | 65-2004 | RC      | 1  | S55 |
|                  | 3  | 中央図書館         | 始良市 西餅田489-3  | 64-5600 | RC      | 2  | H8  |
|                  | 4  | 松原なぎさ小学校(体育館) | 始良市 松原町1-23-1 | 73-7931 | RC      | 2  | H27 |
|                  | 5  | 松原地区公民館       | 始良市 松原町1-16-2 | 65-7478 | RC      | 2  | S63 |
|                  | 6  | 始良小学校(体育館)    | 始良市 西餅田2726   | 65-5655 | RC      | 1  | S56 |
|                  | 7  | 始良高齢者福祉センター   | 始良市 西餅田3311   | 65-3218 | RC      | 2  | S49 |
|                  | 8  | 働く女性の家        | 始良市 西餅田3311-1 | 65-7843 | RC      | 2  | S63 |
|                  | 9  | 重富中学校(体育館)    | 始良市 平松7092    | 65-2109 | RC      | 1  | S54 |
|                  | 10 | 脇元地区公民館       | 始良市 脇元158     | 65-1648 | RC      | 2  | S62 |
|                  | 11 | 重富地区公民館       | 始良市 平松6252    | 65-2270 | RC      | 1  | S54 |
|                  | 12 | 始良市総合運動公園     | 始良市 平松2392    | 66-4815 | RC      | 2  | H15 |
|                  | 13 | 西始良小学校(体育館)   | 始良市 西始良1-37-1 | 66-1870 | RC      | 1  | S60 |
|                  | 14 | 県立始良高等技術専門校   | 始良市 西餅田1120   | 65-2247 | RC      | 3  | H4  |
|                  | 15 | 帖佐中学校(体育館)    | 始良市 西餅田1586   | 65-2021 | RC      | 1  | S59 |
|                  | 16 | 帖佐小学校(体育館)    | 始良市 鍋倉663     | 65-2036 | RC      | 1  | H6  |
|                  | 17 | 三船小学校(体育館)    | 始良市 増田399     | 65-2371 | RC      | 1  | H2  |
|                  | 18 | 三叉コミュニティセンター  | 始良市 寺師818-3   | 67-3817 | RC      | 2  | S56 |
|                  | 19 | 山田中学校(体育館)    | 始良市 下名977     | 66-2504 | RC      | 1  | S62 |
|                  | 20 | 山田小学校(体育館)    | 始良市 下名1018    | 65-2506 | RC      | 1  | S48 |
|                  | 21 | 山田地区公民館       | 始良市 下名1188    | 65-2501 | RC      | 2  | S56 |
|                  | 22 | 上名地区農村振興センター  | 始良市 上名2683-2  |         | W       | 1  | S61 |
|                  | 23 | 始良生活改善センター    | 始良市 北山849-3   | 68-0328 | W       | 1  | S52 |
|                  | 24 | 郷土芸能等「伝承館」    | 始良市 北山852-1   | 54-4125 | W       | 1  | H17 |
|                  | 25 | 北山小学校(体育館)    | 始良市 北山3783    | 68-0280 | RC      | 1  | S45 |
|                  | 26 | 木津志出張所        | 始良市 木津志1844-2 | 68-0256 | W       | 1  | S63 |
|                  | 27 | えぼし館          | 始良市 北山2659-1  | 68-0530 | S       | 1  | H28 |

別表4 指定避難場所

## 指定避難場所

|                       | No | 名 称              | 所 在 地              | 電話番号    | 建 物 構 造 |    |     |
|-----------------------|----|------------------|--------------------|---------|---------|----|-----|
|                       |    |                  |                    |         | 造り      | 階数 | 築年数 |
| 加<br>治<br>木<br>地<br>区 | 1  | 加治木工業高校(体育館)     | 始良市 加治木町新富町131     | 62-3166 | RC      | 2  | S50 |
|                       | 2  | 加治木福祉センター        | 始良市 加治木町本町393      | 63-2080 | RC      | 2  | S45 |
|                       | 3  | 柁城小学校(体育館)       | 始良市 加治木町仮屋町248     | 63-2552 | RC      | 1  | S53 |
|                       | 4  | 加治木保健センター        | 始良市 加治木町本町253      | 62-2111 | RC      | 2  | S60 |
|                       | 5  | 加治木中学校(体育館)      | 始良市 加治木町反土2162     | 63-1111 | RC      | 1  | S56 |
|                       | 6  | 木田自興館            | 始良市 加治木町木田3409-4   |         | S       | 1  | S58 |
|                       | 7  | 加治木小学校(体育館)      | 始良市 加治木町反土2955     | 62-3157 | RC      | 1  | S61 |
|                       | 8  | 錦江小学校(体育館)       | 始良市 加治木町錦江町74      | 62-2360 | S       | 1  | S46 |
|                       | 9  | 文化会館「加音ホール」      | 始良市 加治木町木田5348-185 | 62-6200 | RC      | 3  | H8  |
|                       | 10 | 加治木養護学校(体育館)     | 始良市 加治木町木田1784     | 63-5729 | RC      | 2  | H10 |
|                       | 11 | 始良市消防本部(本部庁舎)    | 始良市 加治木町木田2040-1   | 63-3816 | RC      | 4  | H27 |
|                       | 12 | 中野地区多目的集会施設      | 始良市 加治木町日木山1177-5  |         | W       | 1  | H6  |
|                       | 13 | 竜門小学校(体育館)       | 始良市 加治木町小山田1363    | 63-3446 | S       | 1  | S45 |
|                       | 14 | 龍門陶芸・健康の里「陶夢ランド」 | 始良市 加治木町小山田1583-1  | 62-1000 | RC      | 1  | H12 |
|                       | 15 | 永原小学校(体育館)       | 始良市 加治木町西別府594     | 62-2816 | RC      | 1  | S54 |
|                       | 16 | 永原小校区公民館         | 始良市 加治木町西別府2490    |         | S       | 1  | S58 |
|                       | 17 | 辺川地区多目的集会施設      | 始良市 加治木町辺川801      |         | W       | 1  | S62 |
| 蒲<br>生<br>地<br>区      | 1  | 蒲生高校(体育館)        | 始良市 蒲生町下久徳848-2    | 52-1155 | RC      | 1  | S46 |
|                       | 2  | 下久徳地区いきいき交流センター  | 始良市 蒲生町下久徳544-2    |         | W       | 1  | H12 |
|                       | 3  | 川東地区いきいき交流センター   | 始良市 蒲生町上久徳320-2    |         | W       | 1  | H15 |
|                       | 4  | 中央A地区いきいき交流センター  | 始良市 蒲生町上久徳2516     |         | W       | 1  | H11 |
|                       | 5  | 迫地区いきいき交流センター    | 始良市 蒲生町久末18-6      |         | W       | 1  | H16 |
|                       | 6  | 蒲生高齢者福祉センター      | 始良市 蒲生町白男347       | 52-1400 | RC      | 1  | S51 |
|                       | 7  | 蒲生小学校(体育館)       | 始良市 蒲生町上久徳2252     | 52-0009 | RC      | 1  | S51 |
|                       | 8  | 蒲生中学校(体育館)       | 始良市 蒲生町北10         | 52-0100 | RC      | 1  | S45 |
|                       | 9  | 米丸地区いきいき交流センター   | 始良市 蒲生町米丸1618-1    |         | W       | 1  | H8  |
|                       | 10 | 久末地区公民館          | 始良市 蒲生町久末1304      |         | W       | 1  | H11 |
|                       | 11 | 始良市温泉センター「くすの湯」  | 始良市 蒲生町白男1504      | 52-9976 | RC, S   | 1  | H5  |
|                       | 12 | 結の郷「大山館」         | 始良市 蒲生町白男5548-1    |         | W       | 1  | H30 |
|                       | 13 | 新留地区公民館          | 始良市 蒲生町白男2834-2    |         | W       | 1  | H15 |
|                       | 14 | 西浦地区いきいき交流センター   | 始良市 蒲生町西浦828-1     |         | W       | 1  | H9  |
|                       | 15 | 小川内地区いきいき交流センター  | 始良市 蒲生町西浦4187-2    |         | W       | 1  | H11 |
|                       | 16 | 蒲生生活改善センター       | 始良市 蒲生町漆355        |         | W       | 1  | S56 |
|                       | 17 | 漆の里「万来館」         | 始良市 蒲生町漆301-1      |         | S       | 1  | H11 |
|                       | 18 | 蒲生体育館            | 始良市 蒲生町北24-1       | 54-3356 | RC, S   | 2  | H17 |
|                       | 19 | 大楠運動公園多目的屋内運動場   | 始良市 蒲生町白男293-1     |         | RC      | 1  | H21 |

水防倉庫備蓄器具資材一覧表

| 品名        | 単位 | 米山    | 重富    | 山田    | 加治木   | 蒲生    |
|-----------|----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 剣スコ       | 丁  | 20    | 16    | 17    | 37    | 13    |
| 山 鋏       | 丁  | 2     | 3     | 4     | 8     | 12    |
| 鋸         | 丁  | 3     | 4     | 3     | 3     | 5     |
| おの・なた     | 丁  | 5     | 5     | 4     | 17    | 4     |
| ペンチ       | 丁  | 5     | 3     | 2     |       |       |
| 玄のう       | 丁  | 3     | 3     | 3     | 1     |       |
| 針 金       | kg | 40    | 40    | 50    | 10    |       |
| 縄又はビニールヒモ | 束  | 3     | 8     | 15    | 3     |       |
| 木 杭       | 本  | 520   | 310   | 560   | 50    | 186   |
| 掛 矢       | 丁  | 7     | 3     | 6     | 21    | 1     |
| 大 鎌       | 丁  | 4     | 2     | 3     |       |       |
| つるはし      | 丁  | 4     | 2     | 3     | 13    | 1     |
| ビニール土のう   | 枚  | 2,000 | 2,000 | 2,000 | 2,000 | 2,600 |
| トラロープ     | 束  | 6     | 8     | 4     |       | 1     |
| 鎌         | 丁  | 5     | 8     | 7     | 3     |       |
| 大ハンマー     | 個  | 1     | 1     | 1     | 1     |       |
| ビニールシート   | 枚  | 11    | 20    | 21    | 8     |       |
| ランプ       | 個  | 1     | 1     | 1     |       |       |
| タ コ       | 個  | 2     | 2     | 2     |       |       |
| クリッパー     | 個  | 1     | 1     | 1     | 1     |       |
| し の       | 本  |       |       |       | 2     |       |